

うか、所属年度および勘定科目、金額の算定、納入者(納入)、納付期限および納付場所を調査し、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに収納の決定をし(この手続を「事前調定」という)、次の取扱をすべきこととなっている。

(1) 納入に対し、納入の告知を必要とするものは、日本国有鉄道支払請求書を発行し、これを納入に送付するとともに、その収納案内を収納箇所の出納職員に送付する。ただし現金を即納させる場合は、口頭をもって納入の告知をする。

(2) 即納の場合は収納伝票を所属の出納職員に交付する。

(3) 振替(納入告知書を発行したもので未納金に計上すべきものについては、振替伝票を発行して決算係に送付する)伝票は、決算係に送付する。

(4) 定期収入に属するものは、定期収入台帳に登録し、次期以後はこの台帳により収納手続をする。

これに対し駅・区・列車・自動車・船舶および病院等において、業務の性質上直ちに現金の収納または払戻を必要とする旅客・貨物および手小荷物の運賃料金・医療料金等(これを直収入という)並びに荷物引換代金などについては、事前に会計長の出納命令を受けて処理することは、事実上不可能なので、これらの直収入、仮受金については、これらの箇所の出納職員において、所定の証票により直ちに収納することができるようにしている。したがって会計長はこの種の収入および払戻に對しては、事後において、関係調表により調定し、その過不足を整理すべきこととしている(これを「事後調定」という)。国鉄のように旅客・貨物などの運賃料金を、その収入の大宗とする特殊の企業体においては、収入に関しては形式的には事前調定を原則としても、事実上は事後調定が大きな比重を占めている。

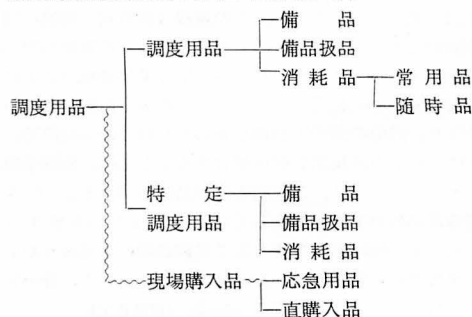
つぎに会計長は、現金を支払しようとするときは、要求者から送付された当該支出に係る要求伝票・契約書その他の関係書類にもとづいて、収入の場合に準じ、支出義務の有無・支出の年度・科目・金額・債権者(債主)の当否等を調査し、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに支出の決定をし(この手続を「事前調定」という)、つぎの取扱をすべきこととなっている。

(1) 隔地の債主に支払を要するものは伝票備考らんに「銀行送金」、派出所を要するものは「派出所」、郵便振替貯金により支払を要するものは「振替貯金払込」、銀行振込により支払を要するものは「銀行振込」と記入する。

(2) 調定を終わった支払伝票のうち、甲片は現金伝票として所属の出納役に、乙片は決算伝票として決算係にそれぞれ交付する。これに対し駅・区・船舶・病院等において、業務の性質上直ちに現金の支払を必要とするものについては、駅直払の方法により現金の支払を行い事後調定をする。(渡辺耕一)

ちょうどうひん 調度用品 国鉄で工事用品とならんで費用に計上された物品であり、使用目的による区分である。すなわち工事・工作・採炭・発電等広義の工事に直接使用するものを工事用品とし、これ以外の用途たとえば列車・船舶および自動車の運転、旅客・手小荷物および貨物の輸送、出札・改札・案内その他の駅務、部内一般における各種事務等に使用するものを調度用品としているのであるが、このような用途(品名だけで用途を知ることができるものは品名)による区分だけでは抽象的であって、工事用品か調度用品か判断の困難な場合が多いので、国鉄勘定科目による決算科目を具体的なよりどころとしている。したがって、個々の物品については、まずその用途ないし品名を主とし、科目を従として区分するのである。この調度用品の決算科目については、従来鉄道物品事務規程第13条に定められていたが、この科目は毎年度若干変更される場合が

多いので、昭和29年度からは別途通達(品名およびおもな用途)で定めることにしたが、これを同年度の勘定科目でみると、〔目〕被服、石炭(工場および炭鉱勘定の動力用ならびに電気勘定の発電用を除く)、雑用石炭、直購入品、備用品、試験用品、特定備用品、油脂、くず糸、流動燃料、薪炭燃料、宣伝備用品、証券帳表、シート・ロープ、洗たく費、衛生備用品、診療備用品、ガソリン、軽油、代用燃料、運搬容器、荷造材料、事務用備用品、修養体育(物品費にかぎる)および〔修理〕がこれに該当するのである。したがって、一定範囲の物品がこれら科目により費用に計上されて、決算品となった場合には、それは調度用品とよばれるものになるのである。なお前述の調度用品とは広義のものであり、このなかには特定調度用品を包含するものである。**特定調度用品**は、終戦後一般的に資材の需給状況が逼迫し、また品質の低下を招来したが、なかでも列車・船舶・営業用自動車等の運転あるいは運航に必要欠くことのできない石炭その他運転・運航用の燃料および油脂、動力車および事故復旧車のとう載用品、車両用パットおよびその材料、清缶剤、発電信号および発煙信号、貨車用シート・ロープ、保健衛生上欠くことのできない医療薬品、同器具、救護材料および消毒材料等についてはとくに重点的に確保する必要があると認められ、それまで調度用品であったもののなかから区分して特定調度用品とし、昭和24・7から実施したものである。しかしその後経済状態は完全に回復して来ているので、この特定調度用品は再検討の段階に至っている。これを勘定科目〔目〕でみると、〔石炭(運転・運転整備および運航にかぎる)、雑用石炭(機関区・客貨車区・客車区および貨車区にかぎる)、流動燃料、薪炭燃料、特定備用品〔船舶用油脂、事故復旧車とう載用品、動力車とう載用品、清かん剤(かん内水質試験用薬品を含む)、発電信号、発煙信号、機関車用砂、管類(給水柱用にかぎる)、車両清掃剤(車両清掃用の硫酸〔しゅうさん〕、塩酸および可溶性ソーダを含む)、備品のうち計器類、試験器類、真空掃除器、合図灯、携帯電灯、検車灯および作業用備品雑種〔床掃除器および窓洗器にかぎる〕〕、貨車用シート・ロープ、衛生備用品、診療備用品、試験用品(厚生保健費にかぎる)、油脂、くず糸、ガソリン、軽油〕および〔代用燃料〕がこれに該当する。これらの調度用品および特定調度用品は次図のように区分される。



~~~~線で結ばれた現場購入品は調度用品および特定調度用品のなかに含まれるものであるが、その取扱方が他のものと異なるため、相互の関連を明らかにするために表示したものである。

これら調度用品の配給を請求する場合の意思表示は配給票によって行い、その配給は物品送付書によって行われるのである。配給票は、通常甲(請求書→配給命令書)、乙(発送報告)の2片からなり、調度用品の主管箇所長(担当役・分任担当役等)が貯蔵品の決算を請求する場合、すなわち調度用品の配給を請求する場合に発行するのである。